

伐採木の処理と法的規制（札内川ダムで実施した伐採木処理の例）

ハザマ土木事業総本部
ハザマ 札幌支店

○正会員
正会員

藤田 司
志賀正延

1、はじめに

山間林地におけるダム工事においては、必然的に立木の伐採を伴うこととなる。これらの伐採材は樹種、幹の太さによっては用材などとして転用されるが、幹が細い場合や枝葉、根株などは現場内で焼却処分するか埋設処分するのが一般的であった。

しかし、平成4年7月施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、「野焼き」は生活環境の保全上支障が生じないような軽微なものを除き全面的に禁止となり、その処理方法に大きな制約を受けることとなった。ここでは、伐採木の処分に関わる法的規制と札内川ダムの湛水池伐採で発生した伐採木処理の実例について述べる。

2、伐採木の法的規制

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）は、廃棄物の排出を抑制し及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として定められている。

さて、伐採木類の法的位置の解釈は一部の都道府県で伐採木を「一般廃棄物」として扱ってきた例があるようではあるが、抜根・伐採木（流木を含む）は法第二条二項の木くず「建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）」に該当し法的に「産業廃棄物」解釈される。ただし、産業廃棄物となる要件に「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。」とあることから、工作物の維持管理に伴って生じた伐採木、流木等は一般廃棄物となると考えられる。

この様に、抜根・伐採木が産業廃棄物となるか否かは、工作物の新築、改築を伴うかなどの目的、伐採時期、伐採位置などを総合的に判断して決定することが重要で、基本的には工事期間中に発生し工事に起因して発生した伐採木、流木は産業廃棄物となり、維持管理段階、治山作業で発生した伐採木、流木は一般廃棄物と解釈される。図-1に建設廃棄物の具体例を示す。

3、札内川ダム建設工事における伐採木の処理

ダム建設に伴って発生する伐採木の処理にあたっては、伐採木が産業廃棄物であることから、法第三条ならびに法第十条の事業者の責務にしたがって処理しなければならない。

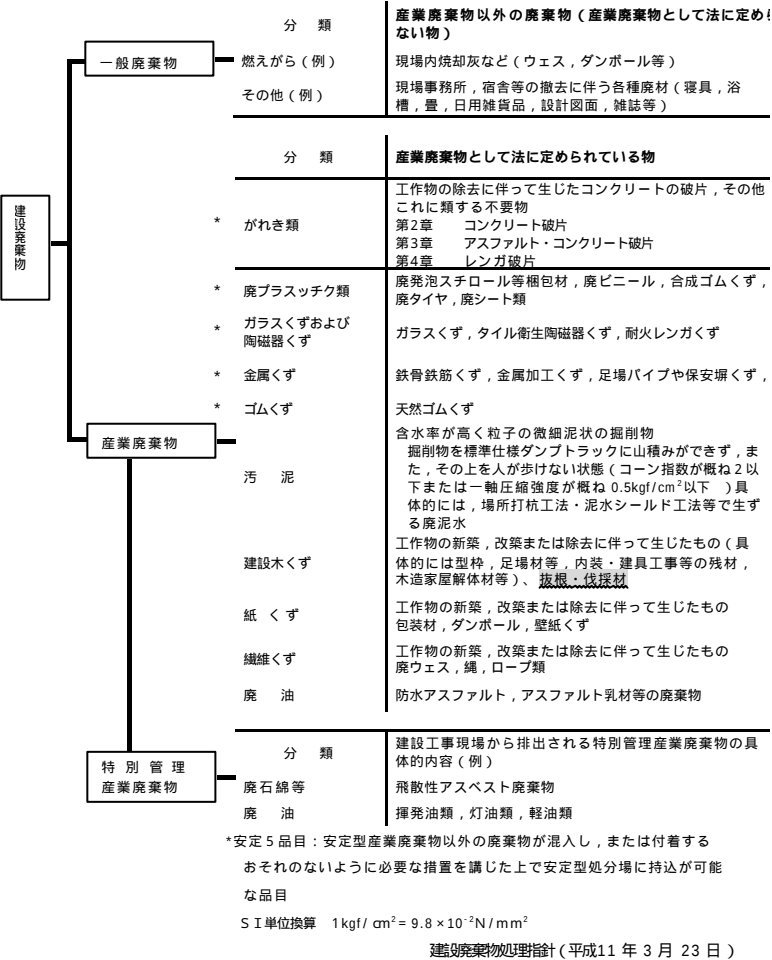


図-1 建設廃棄物の具体例

キーワード：伐採木、一般廃棄物、産業破棄物、破碎処理、タブグラインダー

ところで、再利用、転用方法が難しい枝葉、根株などは、その減量化を目的に現場内で焼却処理（野焼き）するのが一般的であった。しかし、平成4年の法改正により「施行令」第二章第三条二号イにおいて一般廃棄物（産業廃棄物についても同条項適用、施行令第三章第六条二号イ）を焼却する場合には、焼却設備を用いて焼却することが規定されたため野焼きが全面的に禁止された。ただし、平成4年の法改正では、設置するにあたって許可が必要な施設は、1日の処理能力5t以上の施設としており、また施行規則に定められている施設の技術上の基準も1日の処理能力が5t以上の施設にのみ適用されていた。このため野焼きは、1日の処理量5t未満の軽微な焼却としての法的解釈のもと平成4年の法改正後も一部では続けられてきた。

ところが平成9年の改正においては、施行規則第一条の七において施設能力に関係なく焼却炉の構造が定められたほか、許可が必要な施設能力も焼却炉については1時間当りの処理能力が200kg以上、火格子面積が2平方メートル以上と引き下げられた。

このことから札内川ダム建設工事では、伐採木枝葉、根株の焼却による処理を全面的に取りやめ、有効利用ならびに減量化を目的として伐採木の破碎処理を実施した。現地に破碎機械（タブグラインダー）を搬入し、チップ業者が引き取らない枝葉、根株などを破碎した。発生した破碎チップは家畜の敷き藁として地元酪農家に提供し有効利用を図った。

破碎機械の中間処理施設としての届出については、札内川ダム建設工事の場合、監督官庁との協議の結果、伐採木を一般廃棄物であると判断したため破碎機械（タブグラインダ）の設置にあたっては、法第八条を適用して中間処理施設としての届出を行った。しかし、通常は伐採木が産業廃棄物として取り扱われるであろうから、中間処理施設としての木くず類の破碎処理施設の届出は必要ないと思われる。この様に、現状では管轄の都道府県で若干の解釈の違いが見られることから、今後も監督官庁との密接な協議が必要と考えられる。

4、おわりに

建設リサイクル法は平成12年5月に制定された後、基本方針に係る部分は平成12年11月、解体工事業の登録に係る部分は平成13年5月に段階的に施行されてきたが、分別解体等、再資源化等の義務付けなど、その他の部分を含めて平成14年5月30日から全面的に施行される。

この中で、「対象建設工事の受注者は、工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、政令で指定した指定建設資材廃棄物については、再資源化をすると受注者に過大な負担がかかる場合には焼却などにより縮減にとどめることができる。」とされている。この指定建設資材廃棄物には木材（伐採木を含む）が指定されており、状況に応じて焼却などによる縮減ができることとなっている。

しかし、受注者への過大な負担を軽減するために認められた焼却による縮減が、廃掃法の焼却施設の基準に合致させる必要があるとすると負担の軽減とはなりづらく、今後この部分の解釈について研究する必要がある。

参考文献）

- 1) (財)日本環境衛生センター 「廃棄物処理法法令集 平成4年版、平成6年版、平成9年版、平成11年版」
- 2) 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室 「建設廃棄物処理指針 平成11年3月」
- 3) 平成6年衛産第82号産業廃棄物対策室長通知 「建設工事から生ずる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」
- 4) (財)日本ダム協会 「ダム工事における伐採木・流木の処理に関する調査 報告書 平成12年」



写真—1 破碎機械（タブグラインダー）